

令和2年4月17日

東広島市議会

議長 乗越耕司 様

東広島市議会議員政治倫理審査会

委員長 竹川秀明

審査結果報告書

令和2年2月17日付けで受理され、同月27日に本審査会に審査を求められた審査請求について、東広島市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第9条第1項の規定により、審査の結果を次のとおり報告する。

1 審査請求の対象となった議員

大谷 忠幸 議員

2 審査請求の対象となった事由とその内容

審査請求の対象となった事由は、議会の会議への欠席が長期に及んでいることに加え、議会外での行動及び言動が、政治倫理条例第3条第1号に規定する政治倫理基準「市民全体の代表者としてその品位及び名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、その職務に関し市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと」に抵触すると思料されるというものである。

その内容として、「令和元年10月の本会議を途中退席した後、本会議、委員会等を正当な理由なく長期間にわたって欠席しており、議員としての職責を果たしていない」、「東広島市や東広島市議会、事業者等を誹謗中傷する内容を含んだ文書を作成し、市内はもとより全国各地に配布・送付している」及び「市職員に長時間にわたって文書の内容を話したり、英語でしか話さないと言って困らせるなどの行動や言動により、業務の遂行に支障が生じることが懸念される」といった3つの事例が示されている。

3 審査の結果

(1) 政治倫理条例抵触の有無

審査請求の対象となった大谷忠幸議員の行為は、政治倫理条例第2条第1項及び第2項に規定する「議員の責務」、並びに第3条第1号及び第4号に規定する「政治倫理基準」に抵触するものと、全会一致で判断した。

（理由）

第1に、審査請求の対象となった事由として示された「（事例1）大谷議員の本会議、委員会等の正当な理由のない欠席」については、令和2年3月3日の一般質問において自らの意見を述べるときだけ出席し、その他の本会議、委員会等は「護衛が手

配できないため欠席する」と言われているが、正当な欠席理由になっていない。議会
は合議体であり、市民の様々な意見を集約する場である。その議会の会議に正当な理
由なく出席されないのは、市民全体の代表者であるとの認識に欠けているものであり、
議員としての責務を果たしていない。

よって、政治倫理条例第2条第1項及び第2項並びに第3条第1号の規定に抵触す
る。

第2に、「(事例2) 東広島市や東広島市議会、事業者等を誹謗中傷する文書の作
成・配布」については、すべての方の承諾を得ないで、多くの個人名や事業者名を記
載し、誹謗中傷した内容も多く、「トラトラトラ、ワレ奇襲ニ成功セリ」、「テポド
ン1号、テポドン2号に報告書を搭載して発射に成功」など不適切な表現も多く見ら
れるなど、議員としての資質が疑問視される。記載された内容の信憑性もなく、事実
誤認も見られ、偏った一面的な見方をされているなど、市民の疑惑を招くものであり、
大いに問題がある。

よって、政治倫理条例第3条第1号及び第4号の規定に抵触する。

第3に、「(事例3) 市職員に対する行動や言動」については、社会実験と称して
市職員に英語で話しかけ、市職員は相手が議員という立場もあり、英語での対応を余
儀なくされ、非常に困っていた。また、何度も同じところに行って、長時間にわたっ
て職員を拘束し、同じことを繰り返し話されているなど、市職員の業務遂行に支障を
来している。

よって、政治倫理条例第2条第1項及び第3条第1号の規定に抵触する。

第4に、本審査会において、意見聴取を行うため4度にわたって出席を求めたにも
関わらず、書面を提出されたのみですべて欠席され、一方で審査会開会中も市役所
にいられていた。政治倫理に反するとの疑惑を持たれているにもかかわらず、議員の
責務である真摯かつ誠実な説明が果たされなかった。

よって、政治倫理条例第2条第2項の規定に抵触する。

(2) 政治倫理条例第8条第4項の規定に基づく措置

全会一致で、「議員辞職の勧告」をすべきものと決定した。

(理由)

大谷忠幸議員は、長期間にわたって本会議、委員会ともに出席されておらず、公職
者たる議員としての根本的な意識・姿勢に欠け、その責務をまったく果たしていない。
また、その行動や言動は、市民からの厳粛な信託を受けた市民全体の代表者としての規
範意識が欠如した行為である。

このことは、市民感情からしても、けっして許されるものではなく、容認すると、
市民の市議会に対する信頼を著しく失墜させるとともに、議会として機能しなくなる
ものである。

よって、事態の重大さを真摯に判断し、「議員辞職の勧告」をすべきとの結論に至
ったものである。

(3) 総括

本審査会としては、大谷忠幸議員には、審査の結果を真摯に受け止め、市民全体の代表者である議員の責務と規範を正しく認識した上で、自身の行動や言動を深く反省するとともに、自ら進んで議員辞職の判断をされることを強く求めるものである。

議長におかれては、本審査会の審査結果を尊重され、また多くの市民から「大谷忠幸東広島市議会議員の行動に対し厳正な対処を求める陳情書」が提出されていることなど事態の重大さに鑑み、市議会全体の品位と名誉、市民の信頼を損なうことのないよう、大谷忠幸議員に対し、速やかに「議員辞職の勧告」の措置を講じられるよう提言する。

4 審査の経過

本審査会は、令和2年2月27日に設置されて以降、審査請求代表者及び審査請求者に対する意見聴取、審査対象議員に対する意見聴取（提出書面）等を経て、審査請求書に示された大谷忠幸議員の行為が、政治倫理条例第2条に規定する「議員の責務」及び第3条に規定する「政治倫理基準」に抵触するかどうか、抵触する場合において政治倫理条例に基づく措置をすべきかどうかについて、8回にわたって慎重かつ公正に審査を行った。

なお、審査対象議員に対する意見聴取は、当事者の大谷忠幸議員が4度にわたって欠席されたため、本人から提出された書面により聴取を行った。

○第1回審査会（令和2年2月27日）

- ・正副委員長の選出（竹川秀明委員長、石原賢治副委員長）
- ・審査日程等の協議

○第2回審査会（令和2年3月5日）

- ・審査請求代表者及び審査請求者に対する意見聴取（1回目）

○第3回審査会（令和2年3月11日）

- ・審査対象議員に対する意見聴取（1回目・大谷忠幸議員欠席のため提出書面聴取）

○第4回審査会（令和2年3月13日）

- ・審査請求代表者及び審査請求者に対する意見聴取（2回目）

○第5回審査会（令和2年3月17日）

- ・審査対象議員に対する意見聴取（2回目）（大谷忠幸議員欠席）

○第6回審査会（令和2年3月25日）

- ・審査対象議員に対する意見聴取（3回目）（大谷忠幸議員欠席）
- ・審査（政治倫理条例抵触の有無（各委員の意見））

○第7回審査会（令和2年4月10日）

- ・審査対象議員に対する意見聴取（4回目）（大谷忠幸議員欠席）
- ・審査（政治倫理条例抵触の有無（委員会としての判断））
- ・審査（政治倫理条例に基づく措置（委員会としての決定））

○第8回審査会（令和2年4月17日）

- ・審査結果報告書（案）の協議・確認